

お知らせ

令和7年度の障がいのある方の交通乗車証及びタクシー給付券を交付します

身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者・被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、または特別児童扶養手当1級受給世帯の方で、障がいのある方等の交通乗車証及びタクシー給付券を受けられている方に、令和7年度分の交通乗車証及びタクシー給付券を3月末日までに書留で送付または窓口にて交付します。

問合せ 保健福祉課（保健福祉）4階43番
☎ 06-6267-9857
FAX 06-6264-8285

狂犬病予防注射のお知らせ

飼い主の義務です🐕(狂犬病予防法)

- 飼い犬の登録（生涯1回）
- 狂犬病予防注射（毎年1回）
- 鑑札・注射済票を飼い犬につける（マイクロチップが鑑札とみなされた場合、鑑札の装着は不要）

集合注射

と き 4月2日（水）13:30～16:00
と ころ 中央区保健福祉センター（久太郎町1-2-27）
費 用 1頭につき3,300円（注射料金2,750円、注射済票交付手数料550円）
※中央区以外の会場や大阪市委託動物病院でも、狂犬病予防注射及び注射済票の交付を受けることができます。



▲詳しくはこちら

問合せ 保健福祉課（生活環境）1階11番
☎ 06-6267-9973
FAX 06-6267-0998

「あなたの声が、中央区の未来をつくる！」中央区役所アンケート実施中！

区役所ではより良いサービスや地域の発展のためみなさまからの声を集めるためのアンケートを実施しています。あなたの声が、地域の未来を創る大きな力になります。ぜひご協力をお願いいたします。



実施期間 3月31日まで
二次元コードより直接回答できます▶



すくすく子育て 放課後学習塾「寺子屋ちゅうおう」4月開講！

寺子屋ちゅうおうは、小・中学生の習熟度に合わせた少人数制個別指導（講師1名に対し生徒5名以下）で一人ひとりに寄り添い、「わからない」から「わかる」、「わかる」から「できる」のステップで学力向上につなげます。受講料は月額1万円。「大阪市習い事・塾代助成事業」のカードが利用でき、ご家庭の負担も軽減されます。

小学生		中学生	
対 象	中央区在住の新小学5・6年生	対 象	中央区在住の新中学1～3年生
と き	令和7年4月～令和8年3月の毎週金曜日 16:15～18:15	と き	令和7年4月～令和8年3月の毎週金曜日 18:30～21:10
科 目	国語・算数	科 目	英語・数学

【共通事項】

と ころ	中央会館（島之内2-12-31）	申込先	市民協働課（市民活動支援・教育）5階53番窓口 ☎ 06-6267-9743 E-mail te0015@city.osaka.lg.jp
定 員	それぞれ30名（要申込・先着順）		
費 用	月額10,000円（税込）※※大阪市習い事・塾代助成カード（月額上限1万円）が利用できます		
申込み	メールにてお申込みください。※件名を「寺子屋ちゅうおうの申し込み」とし、氏名、学年、所属中学校、連絡先を明記し、お送りください。※メールにて申し込みができない方は問合せ先へご連絡ください。		

大阪市習い事・塾代助成事業について詳しくはこちら▼



寺子屋ちゅうおうについて詳しくはこちら▼



授業の様子

事業担当者より



わかる！できる！機会を提供します。お待ちしております。受託事業者 株式会社イング

「書かない窓口」サービスを使って区役所での手続きをスムーズに✧

3月12日よりご自身のマイナンバーカードを読み取らせることで、氏名や住所、生年月日などの基本情報があらかじめ記入された申請書を受け取ることができます。

簡単に利用でき、また、複数の申請書を一度に作成することも可能です！窓口で申請書を作成する際にはぜひご利用ください。



▲詳しくはこちら

「手続き判定ナビ」でもっと便利に✧

大阪市行政オンラインシステムでは、ライフイベント等に関連する質問に答えていくことで、必要な手続きや持ち物等が分かる「スマート申請（手続き判定ナビ）」を提供しています。

「スマート申請（手続き判定ナビ）」の判定結果で表示された必要な手続きについて、申請内容をスマートフォン等から事前に入力することで、来庁時に事前に入力した内容が記載された申請書が受け取れます！



▲詳しくはこちら

市民税・府民税の申告期限は3月17日（月）です

窓口混雑緩和のため、市税事務所・区役所への来所を控えていただき、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

なお、3月18日以降の申告の場合は、税額の決定・通知や課税（所得）証明書の発行時期などが遅れることがあります。

詳しくはこちら▶



<窓口での申告に関するご注意>

- ・混雑緩和のため、事前にご自宅等で申告書の記載・作成をお願いします。
- ・区役所臨時申告会場の受付時間は区役所開庁時間と異なります。
- ・申告受付期間の最後の1週間や期間中の午前9時台は混雑が予想されます。

問合せ なんば市税事務所市民税等グループ（個人市民税） ☎ 06-4397-2953

国民健康保険の資格喪失手続き

国民健康保険に加入されている方が社会保険に加入された場合は、14日以内に国民健康保険の資格喪失手続きが必要となります。

なお、令和6年10月より社会保険の加入要件が拡大されました。詳しくは、厚生労働省HPをご参照ください。



問合せ 窓口サービス課（保険）1階4番 ☎ 06-6267-9956

固定資産（土地・家屋）の価格等に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者の方は、資産のある区を担当する市税事務所で「縦覧帳簿」を縦覧できます（資産のある区の縦覧帳簿に限る）。縦覧の際は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）または納税通知書を持参してください。代理人の場合は委任状が必要です。

閲覧期間 4月1日～30日（土・日・祝日を除く）
問合せ なんば市税事務所 固定資産税グループ ☎ 06-4397-2957（土地）、2958（家屋）

大阪市手話奉仕員養成講座【初級コース】受講生募集

と き 4月16日（水）～令和8年2月14日（土）18:45～20:15（毎週水曜日 全35回）
と ころ J:COM中央区民センター（久太郎町1-2-27）
対 象 市内在住・市内在勤で高校生以上の初心者の方、スマートフォン・パソコンが使用できる環境の方
※過去に当講座（旧：入門課程）の修了者は対象外
費 用 3,300円（税込）【テキスト代】1,760円（税込）【動画視聴システム1年分】（全国手話研修センターへ直接申込み）
注 スマートフォン・パソコンの環境が必要になります
定 員 25名（要申込・多数抽選）
申込み 往復はがき（往復面）に、住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号・勤務先（市外在住の方のみ）「手話教室受講申込」と記入し、下記申込先まで送付
締 切 3月21日（金）必着※受講決定は返信用はがきにてお知らせします
主 催 大阪市聴言障害者協会（大阪市委託事業）
主 管 中央区聴言障害者協会
申込先 〒541-8518 久太郎町1-2-27「手話奉仕員養成講座 初級コース申込」係
問合せ 保健福祉課（保健福祉）4階43番 ☎ 06-6267-9857 **FAX** 06-6264-8285